

特定公共賃貸住宅の入居申込みについて（ご案内）

入居資格

- ① 同居しようとする親族（婚約者含む）がいること
※一人世帯入居可能な住宅（住戸の床面積が 55 平方メートル以下）は、
単身での申込みが可能です
- ② 収入月額が 15 万 8 千円以上 48 万 7 千円以下であること
- ③ 申込者（同居する親族を含む）が暴力団員でないこと
- ④ 住宅に困窮していること

申込みに必要な書類

- A 住民票（全部記載）の写し
- B 所得証明書（学生・園児・幼児以外の方全員分 ※所得がない方も必要）
※1月～6月に入居申込みを行う場合には、前年分の源泉徴収票等（写し）もあわせて提出してください。
- C 健康保険証の写し（入居予定の者全員分。※同居外扶養親族等がいればその分も必要）
- D 申し込みの理由（困窮状況等を記入したもの）
- E その他（以下に該当する方は提出してください）
 - ・借家やアパート等にお住まいの場合、月額家賃がわかる書類（契約書等の写し）
 - ・婚約証明書（市役所の住宅担当窓口にて用紙をご用意しております）
 - ・障がい者手帳等の写し
 - ・戸籍謄本
 - 夫と離婚し、扶養している子がいる場合
 - 夫と死別した場合
 - 妻と離婚・死別し、扶養している子がいる場合
 - ・単身で入居申込みをする場合
 - 戸籍謄本
 - 入居資格認定のための申立書（市役所の住宅担当窓口にて用紙をご用意しております）
 - ・離婚が成立していない場合
 - 離婚状態申立書及び念書（市役所の住宅担当窓口にて用紙をご用意しております）

問い合わせ先

佐渡市役所 建設部建築住宅課 住宅・都市計画係（TEL 0259-67-7403）
〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

収入月額の計算方法

収入がある一人毎に年間所得を計算し、世帯全員の合計所得をもとめます。
合計所得から控除総額を控除し、それを12ヶ月で割ったものが収入月額となります。

対象収入

対象となる収入	給与収入、国民年金、厚生年金、その他公的年金 営業所得、不動産所得、その他恒常的な所得等
対象とならない収入	障がい年金、遺族年金、その他非課税年金 仕送り、労災保険、休業補償、一時所得、その他非課税所得

控除額

控除名	控除対象者	控除額
給与所得者など控除	給与所得又は、公的年金などに係る所得を有するもの	1人につき10万
同居親族及び同居外親族控除	本人以外で、収入の有無にかかわらず同居または扶養している親族	1人につき38万
老人扶養親族控除	同一生計配偶者又は扶養親族のうち、年齢が70歳以上	1人につき10万
特定扶養親族控除	配偶者を除く扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満	1人につき25万
特別障がい者控除	身体障がい者手帳1・2級、精神障がい者保健福祉手帳1級 または療育手帳Aのいずれかを交付されている	1人につき40万
障がい者控除	上記の特別障がい者控除以外で、障がい者手帳等を交付されている者	1人につき27万
ひとり親控除	婚姻をしていない又は、配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態でなく、生計を一にする子（所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得額が500万円以下	所得から35万
寡婦控除	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にないこと ① 夫と離別し、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下 ② 夫と死別等し、合計所得額が500万円以下	所得から27万